

議案第75号

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「利用定員の総数」を「利用定員の数」に改める。

第36条第2項中「利用定員の総数」を「利用定員の数」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に改め、「該当する教育・保育給付認定子ども」の次に「の総数」を、「利用定員」の次に「の総数」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。